

消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書

当社は、このたび、電気事業法第 19 条第 7 項の規定にもとづき届出を行なった電気供給約款（平成 26 年 4 月 1 日実施）において、消費税等相当額を含んだ料金率等を変更することといたしましたので、電気事業法施行規則第 47 条の 3 の規定にもとづき消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書を提出いたします。

なお、請求の方法については、従前のとおりでございます。

また、Ⅲ（契約種別および料金）に定める料金率、58（一般供給設備の工事費負担金）に定める工事費負担金の金額ならびに附則 5（農事用電力〔脱穀調整用電力〕のお客さまについての特別措置）、附則 7（延滞利息の適用開始までの取扱い）および附則 9（消費税法の改正にともなう経過措置）に定める料金率に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第 3 位で、附則 5（農事用電力〔脱穀調整用電力〕のお客さまについての特別措置）、附則 7（延滞利息の適用開始までの取扱い）、附則 9（消費税法の改正にともなう経過措置）および別表 2（燃料費調整）に定める基準単価に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第 4 位で四捨五入しております。

- (1) Ⅲ（契約種別および料金）および附則 7（延滞利息の適用開始までの取扱い）に定める料金率

区分および単位	料金率	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
定額電灯 需要家料金 1 契約につき	70.20	5.20
電灯料金 20 ワットまでの 1 灯につき	141.48	10.48
20 ワットをこえ 40 ワットまでの 1 灯 につき	236.52	17.52
40 ワットをこえ 60 ワットまでの 1 灯 につき	331.56	24.56
60 ワットをこえ 100 ワットまでの 1 灯 につき	520.56	38.56
100 ワットをこえる 1 灯につき 50 ワッ トまでごとに	260.28	19.28

区分および単位	料 金 率	消費税等 相 当 額
	円 銭	円 銭
小型機器料金		
50 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	244.08	18.08
50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	380.16	28.16
100 ボルトアンペアをこえる 1 機器につき 50 ボルトアンペアまでごとに	190.08	14.08
従量電灯 A		
最低料金		
1 契約につき最初の 11 キロワット時まで	403.92	29.92
電力量料金		
11 キロワット時をこえ 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	20.00	1.48
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	26.50	1.96
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	29.95	2.22
従量電灯 B		
基本料金		
契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	367.20	27.20
電力量料金		
最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	16.66	1.23
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	22.09	1.64
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	24.96	1.85

区分および単位	料 金 率	消費税等 相 当 額
	円 銭	円 銭
臨時電灯 A		
1 日につき		
総容量が 50 ボルトアンペアまでの場合	7.56	0.56
総容量が 50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの場合	15.12	1.12
総容量が 100 ボルトアンペアをこえ 500 ボルトアンペアまでの場合 100 ボルト アンペアまでごとに	15.12	1.12
総容量が 500 ボルトアンペアをこえ 1 キロボルトアンペアまでの場合	151.20	11.20
総容量が 1 キロボルトアンペアをこえ 3 キロボルトアンペアまでの場合 1 キ ロボルトアンペアまでごとに	151.20	11.20
臨時電灯 B		
最低料金		
1 契約につき最初の 11 キロワット時 まで	564.84	41.84
電力量料金		
上記をこえる 1 キロワット時につき	32.94	2.44
臨時電灯 C		
基本料金		
契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	405.00	30.00
電力量料金		
1 キロワット時につき	27.45	2.03

区分および単位	料 金 率	消費税等 相 当 額
	円 銭	円 銭
公衆街路灯A 需要家料金		
1 契約につき	64.80	4.80
電 灯 料 金		
20 ワットまでの1 灯につき	137.16	10.16
20 ワットをこえ 40 ワットまでの1 灯 につき	228.96	16.96
40 ワットをこえ 60 ワットまでの1 灯 につき	320.76	23.76
60 ワットをこえ 100 ワットまでの1 灯 につき	503.28	37.28
100 ワットをこえる 1 灯につき 50 ワッ トまでごとに	251.64	18.64
小型機器料金		
50 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	235.44	17.44
50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルト アンペアまでの 1 機器につき	367.20	27.20
100 ボルトアンペアをこえる 1 機器に つき 50 ボルトアンペアまでごとに	183.60	13.60
公衆街路灯B 最低料金		
1 契約につき最初の 11 キロワット時 まで	374.76	27.76
電力量料金		
上記をこえる 1 キロワット時につき	19.42	1.44
公衆街路灯C 基本料金		
契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	329.40	24.40
電力量料金		
1 キロワット時につき	16.75	1.24

区分および単位	料 金 率	消費税等 相 当 額
	円 銭	円 銭
低 圧 電 力		
基本料金		
契約電力1キロワットにつき	1,096.20	81.20
電力量料金		
1キロワット時につき		
夏季料金	15.51	1.15
その他季料金	14.09	1.04
臨 時 電 力		
定額制供給の場合		
契約電力1キロワット1日につき	160.92	11.92
農 事 用 電 力		
基本料金		
契約電力1キロワットにつき	734.40	54.40
電力量料金		
1キロワット時につき		
夏季料金	11.48	0.85
その他季料金	10.43	0.77

(2) 58（一般供給設備の工事費負担金）に定める工事費負担金の金額

区分および単位	金 額	消費税等 相 当 額
	円 銭	円 銭
架空配電設備の場合 超過こう長1メートルにつき	3,348.00	248.00
地中配電設備の場合 超過こう長1メートルにつき	26,784.00	1,984.00

(3) 附則5（農事用電力〔脱穀調整用電力〕のお客さまについての特別措置）および附則7（延滞利息の適用開始までの取扱い）に定める料金率等

区分および単位	料 金 率	消費税等 相 当 額
	円 銭	円 銭
契約使用期間 最初の30日まで 契約電力		
0.5キロワット	3,778.92	279.92
1 キロワット	5,382.72	398.72
2 キロワット	8,547.12	633.12
3 キロワット	11,730.96	868.96
3キロワットをこえ1キロワット を増すごとに	3,060.72	226.72
30日をこえる1日につき 契約電力		
0.5キロワット	29.16	2.16
1 キロワット	44.28	3.28
2 キロワット	96.12	7.12
3 キロワット	145.80	10.80
3キロワットをこえ1キロワット を増すごとに	52.92	3.92

区分および単位	基準単価	消費税等 相当額
	円 銭厘	円 銭厘
(燃料費調整の基準単価)		
1 日につき		
契約電力		
0.5キロワット	0.316	0.023
1 キロワット	0.632	0.047
2 キロワット	1.265	0.094
3 キロワット	1.896	0.140
3キロワットをこえ1キロワットを 増すごとに	0.632	0.047

(4) 附則9（消費税法の改正にともなう経過措置）(1)イ(イ)から(ト)に定める料金率

区分および単位	料金率	消費税等 相当額
	円 銭	円 銭
定額電灯		
需要家料金		
1 契約につき	68.25	3.25
電灯料金		
20ワットまでの1灯につき	137.55	6.55
20ワットをこえ40ワットまでの1灯 につき	229.95	10.95
40ワットをこえ60ワットまでの1灯 につき	322.35	15.35
60ワットをこえ100ワットまでの1灯 につき	506.10	24.10
100ワットをこえる1灯につき50ワッ トまでごとに	253.05	12.05
小型機器料金		
50ボルトアンペアまでの1機器につき	237.30	11.30
50ボルトアンペアをこえ100ボルト アンペアまでの1機器につき	369.60	17.60
100ボルトアンペアをこえる1機器に つき50ボルトアンペアまでごとに	184.80	8.80

区分および単位	料 金 率	消費税等 相 当 額
	円 銭	円 銭
従量電灯 A 最低料金 1 契約につき最初の 11 キロワット時 まで	392.70	18.70
電力量料金 11 キロワット時をこえ 120 キロワット 時までの 1 キロワット時につき	19.45	0.93
120 キロワット時をこえ 300 キロワッ ト時までの 1 キロワット時につき	25.77	1.23
300 キロワット時をこえる 1 キロワッ ト時につき	29.12	1.39
従量電灯 B 基本料金 契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	357.00	17.00
電力量料金 最初の 120 キロワット時までの 1 キロ ワット時につき	16.20	0.77
120 キロワット時をこえ 300 キロワッ ト時までの 1 キロワット時につき	21.47	1.02
300 キロワット時をこえる 1 キロワッ ト時につき	24.27	1.16
臨時電灯 A 1 日につき 総容量が 50 ボルトアンペアまでの場合	7.35	0.35
総容量が 50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの場合	14.70	0.70
総容量が 100 ボルトアンペアをこえ 500 ボルトアンペアまでの場合 100 ボルト アンペアまでごとに	14.70	0.70
総容量が 500 ボルトアンペアをこえ 1 キロボルトアンペアまでの場合	147.00	7.00
総容量が 1 キロボルトアンペアをこえ 3 キロボルトアンペアまでの場合 1 キ ロボルトアンペアまでごとに	147.00	7.00

区分および単位	料 金 率	消費税等 相 当 額
	円 銭	円 銭
臨時電灯 B 最低料金 1 契約につき最初の 11 キロワット時 まで 電力量料金 上記をこえる 1 キロワット時につき	549.15 32.03	26.15 1.53
臨時電灯 C 基本料金 契約容量 1 キロボルトアンペアにつき 電力量料金 1 キロワット時につき	393.75 26.69	18.75 1.27
公衆街路灯 A 需要家料金 1 契約につき 電 灯 料 金 20 ワットまでの 1 灯につき 20 ワットをこえ 40 ワットまでの 1 灯 につき 40 ワットをこえ 60 ワットまでの 1 灯 につき 60 ワットをこえ 100 ワットまでの 1 灯 につき 100 ワットをこえる 1 灯につき 50 ワッ トまでごとに 小型機器料金 50 ボルトアンペアまでの 1 機器につき 50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルト アンペアまでの 1 機器につき 100 ボルトアンペアをこえる 1 機器に つき 50 ボルトアンペアまでごとに	63.00 133.35 222.60 311.85 489.30 244.65 228.90 357.00 178.50	3.00 6.35 10.60 14.85 23.30 11.65 10.90 17.00 8.50

区分および単位	料 金 率	消費税等 相 当 額
	円 銭	円 銭
公衆街路灯B 最低料金 1 契約につき最初の 11 キロワット時 まで	364.35	17.35
電力量料金 上記をこえる 1 キロワット時につき	18.88	0.90
公衆街路灯C 基本料金 契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	320.25	15.25
電力量料金 1 キロワット時につき	16.29	0.78
低 圧 電 力 基本料金 契約電力 1 キロワットにつき	1,065.75	50.75
電力量料金 1 キロワット時につき		
夏季料金	15.08	0.72
その他季料金	13.70	0.65
臨 時 電 力 定額制供給の場合 契約電力 1 キロワット 1 日につき	156.45	7.45
農 事 用 電 力 基本料金 契約電力 1 キロワットにつき	714.00	34.00
電力量料金 1 キロワット時につき		
夏季料金	11.16	0.53
その他季料金	10.14	0.48

(5) 附則 9 (消費税法の改正にともなう経過措置) (1)イ(チ)に定める料金率等

区分および単位	料 金 率	消費税等 相 当 額
	円 銭	円 銭
契約使用期間		
最初の 30 日まで		
契約電力		
0.5 キロワット	3,673.95	174.95
1 キロワット	5,233.20	249.20
2 キロワット	8,309.70	395.70
3 キロワット	11,405.10	543.10
3キロワットをこえ1キロワット を増すごとに	2,975.70	141.70
30 日をこえる 1 日につき		
契約電力		
0.5 キロワット	28.35	1.35
1 キロワット	43.05	2.05
2 キロワット	93.45	4.45
3 キロワット	141.75	6.75
3キロワットをこえ1キロワット を増すごとに	51.45	2.45

区分および単位	基準単価	消費税等 相 当 額
	円 銭厘	円 銭厘
(燃料費調整の基準単価)		
1 日につき		
契約電力		
0.5 キロワット	0.308	0.015
1 キロワット	0.614	0.029
2 キロワット	1.230	0.059
3 キロワット	1.844	0.088
3キロワットをこえ1キロワットを 増すごとに	0.614	0.029

(6) 附則 9 (消費税法の改正にともなう経過措置) (1) ロに定める基準単価

区分および単位	基準単価	消費税等 相当額
	円 銭厘	円 銭厘
(イ) 定額制供給の場合		
a 定額電灯および公衆街路灯 A		
電 灯		
20 ワットまでの 1 灯につき	1.452	0.069
20 ワットをこえ 40 ワットまでの		
1 灯につき	2.903	0.138
40 ワットをこえ 60 ワットまでの		
1 灯につき	4.355	0.207
60 ワットをこえ 100 ワットまでの		
1 灯につき	7.260	0.346
100 ワットをこえる 1 灯につき 50		
ワットまでごとに	3.630	0.173
小 型 機 器		
50 ボルトアンペアまでの 1 機器に		
つき	2.168	0.103
50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルト		
アンペアまでの 1 機器につき	4.337	0.207
100 ボルトアンペアをこえる 1 機器		
につき 50 ボルトアンペアまでごとに	2.168	0.103

区分および単位	基準単価	消費税等 相当額
b 臨時電灯 A 1 日につき 総容量が 50 ボルトアンペアまでの 場合 総容量が 50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの場合 総容量が 100 ボルトアンペアをこえ 500 ボルトアンペアまでの場合 100 ボルトアンペアまでごとに 総容量が 500 ボルトアンペアをこえ 1 キロボルトアンペアまでの場合 総容量が 1 キロボルトアンペアを こえ 3 キロボルトアンペアまでの 場合 1 キロボルトアンペアまでご とに c 臨時電力 契約電力 1 キロワット 1 日につき	円 銭厘 0.059 0.117 0.117 1.170 1.170 1.230	円 銭厘 0.003 0.006 0.006 0.056 0.056 0.059
(ロ) 従量制供給の場合 a 従量電灯 A, 臨時電灯 B および公衆 街路灯 B 最低料金 1 契約につき最初の 11 キロワッ ト時まで 電力量料金 上記をこえる 1 キロワット時に つき b a 以外の場合 1 キロワット時につき	2.056 0.187 0.187	0.098 0.009 0.009

(7) 別表2 (燃料費調整) に定める基準単価

区分および単位	基準単価	消費税等 相当額
	円 銭厘	円 銭厘
イ 定額制供給の場合		
(イ) 定額電灯および公衆街路灯A		
電 灯		
20 ワットまでの1灯につき	1.494	0.111
20 ワットをこえ 40 ワットまでの 1灯につき	2.986	0.221
40 ワットをこえ 60 ワットまでの 1灯につき	4.480	0.332
60 ワットをこえ 100 ワットまでの 1灯につき	7.467	0.553
100 ワットをこえる 1灯につき 50 ワットまでごとに	3.734	0.277
小 型 機 器		
50 ボルトアンペアまでの1機器に つき	2.230	0.165
50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルト アンペアまでの1機器につき	4.460	0.330
100 ボルトアンペアをこえる1機器 につき 50 ボルトアンペアまでごとに	2.230	0.165

区分および単位	基準単価	消費税等 相当額
	円 銭厘	円 銭厘
(ロ) 臨時電灯 A 1 日につき 総容量が 50 ボルトアンペアまでの 場合	0.060	0.004
総容量が 50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの場合	0.120	0.009
総容量が 100 ボルトアンペアをこえ 500 ボルトアンペアまでの場合 100 ボルトアンペアまでごとに	0.120	0.009
総容量が 500 ボルトアンペアをこえ 1 キロボルトアンペアまでの場合	1.203	0.089
総容量が 1 キロボルトアンペアを こえ 3 キロボルトアンペアまでの 場合 1 キロボルトアンペアまでご とに	1.203	0.089
(ハ) 臨時電力 契約電力 1 キロワット 1 日につき	1.265	0.094
ロ 従量制供給の場合 (イ) 従量電灯 A, 臨時電灯 B および公衆 街路灯 B 最低料金 1 契約につき最初の 11 キロワッ ト時まで	2.115	0.157
電力量料金 上記をこえる 1 キロワット時に つき	0.192	0.014
(ロ) (イ) 以外の場合 1 キロワット時につき	0.192	0.014